○地下鉄二十四軒駐車場管理規程

改正　令和元年９月27日（交）規程第20号

１　名称及び所在地下鉄二十四軒駐車場　札幌市西区二十四軒１条５丁目１番地１

２　管理者の所在地、名称、代表者

所在地　札幌市厚別区大谷地東２丁目４番１号

名称　札幌市交通局

代表者　札幌市交通事業管理者

第１章　総則

（通則）

第１条　札幌市交通局（以下「当局」という。）の経営する地下鉄二十四軒駐車場の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第２条　利用者は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業期間・営業時間）

第３条　駐車場の営業期間及び営業時間は次のとおりとする。

(1)　営業期間　通年営業（年中無休）

(2)　営業時間　24時間営業

（営業休止等）

第４条　次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止、駐車した自動車（駐車場法第２条第４号に定める自動車。以下「車両」という。）の退避等を行うことがある。

(1)　天災地変による災害、浸水、爆発、施設又は器物の破壊、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生のおそれのあるものと認められる場合。

(2)　保安上、営業の継続が適当でないと認められる場合。

(3)　工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合。

（駐車できる車両）

第５条　駐車場に駐車できる車両は、積載物又は取付物を含めて長さ4.7m・幅1.7m・高さ2.0m・重量1.5tを越えないものに限る。

第２章　利用

（駐車場の出入庫等）

第６条　利用車が入庫するときは、駐車券発行機において、車両保管の証として駐車券（以下「駐車券」という。）の交付を受け空いている駐車位置に入庫すること。

２　利用車は、出庫するときは、駐車場出口詰所において係員に駐車券を返納し所定の駐車料金を納付して出庫すること。ただし、定期利用券（以下「定期券」という。）利用者はこの限りではない。

３　定期券による利用者は、同条の１項により入庫し、出庫するときは、駐車場出口詰所において当該定期券の確認をうけた後、出庫すること。

４　駐車場の管理上必要があるときは、出入庫口の一部を閉鎖することがある。

（駐車位置の変更）

第７条　駐車の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることがある。

（駐車場内の通行）

第８条　利用者は駐車場内の車両通行については、道路交通関係法令に定める例によりこれを行うが、次の各号を守らなければならない。

(1)　速度は８Km毎時を超えないこと。

(2)　追越しをしないこと。

(3)　駐車位置を離れる車両を優先すること。

(4)　警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

(5)　標識類及び係員の指示に従うこと。

（遵守事項）

第９条　前条の規定によるほか、利用者は駐車場において次の各号を守らなければならない。

(1)　駐車場内で喫煙し又は火気を使用しないこと。

(2)　他の利用者の駐車位置、詰所等の中にみだりに立ち入らないこと。

(3)　紙くず、ボロ切れ、吸殻等はみだりに捨てないこと。

(4)　場内で宿泊しないこと。

(5)　車両を修理する場合は、係員の指示する場所において行うこと。

(6)　場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与え又はその他の事故が発生したときは、直ちに係員に届出ること。

(7)　駐車中は、エンジンを必ず停止し、車両を離れるときは窓を閉め、扉及びトランク等に施錠して盗難に備えること。

(8)　場内において営業行為、演説、宣伝、署名運動その他公安を害する行為は絶対しな

いこと。

(9)　その他業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

（駐車拒絶等）

第10条　駐車場が満車である場合、駐車受付を停止するほか、次の場合には駐車を拒絶し、又は車両を退去させる。

(1)　駐車場の施設、若しくは器物又は他の車両その積載物若しくはその取付物を滅失、き損又は汚損するおそれがあるとき。

(2)　車両備付けのガソリン携行かんを除き、引火物、爆発物その他の危険物を積載し又は取付けているとき。

(3)　著しく騒音又は臭気を発するとき。

(4)　非衛生的なものを積載し、若しくは取付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼすおそれのあるとき。

(5)　その他駐車場の管理上支障のあるときと認められるとき。

（出庫拒否）

第11条　次の場合には、駐車した車両の出庫を拒否することができる。

(1)　利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。

(2)　利用者が出庫する場合において、所定額の駐車料金を納付しないとき若しくは定期券を提示しないとき。

(3)　この規程第12条に規定する措置を取るため必要があるとき。

（事故に対する措置）

第12条　駐車場において事故が発生し又はそのおそれがあるときは、速やかに必要な措置をする。

第３章　駐車料金等

（駐車料金等）

第13条　駐車料金は、１車両につき次表のとおりとする。

地下鉄二十四軒駅から高速電車定期券、ICカード乗車券、高速電車専用１日乗車券、ドニチカキップによって高速電車に乗車、若しくは降車する者には高速電車乗継料金を適用するものとする。

また、札幌市交通事業駐車場料金等条例施行規程第４条に基づき「敬老優待乗車証」及び「福祉乗車証」も高速電車乗継料金を適用するものとする。

	種類	料金		摘要
普通自動車	普通料金	最初の駐車1時間まで	170円	
		最初の駐車1時間後30分までごと	90円	
	高速電車乗継料金	最初の駐車1時間まで	120円	
		最初の駐車1時間後30分までごとに	60円	
自動二輪車	普通料金	1日1回につき（1日最大料金）	200円	利用期間 4月1日から11月30日まで
	高速電車乗継料金	1日1回につき（1日最大料金）	140円	

２　タイヤ預かり料金

駐車場の指定箇所にタイヤを保管する場合の料金は、１日につき100円とする。

（駐車時間）

第14条　駐車料金を算出するための駐車時間（以下「駐車時間」という。）は、入庫のとき駐車券に記載した時刻から出庫のとき確認した時刻までの時間とする。

この場合、駐車場内での車両の修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

（定期券）

第15条　定期券料金は次表のとおりとする。

本条に定める定期券の通用期間は特別の場合を除き１か月とする。

２　定期券の種類は、普通定期券と高速電車乗継定期券とする。ただし、高速電車乗継定期券は、高速電車定期券等により地下鉄二十四軒駅から高速電車を反復継続して利用することを条件として発行するものとする。

３　高速電車乗継定期券

高速電車乗継定期券料金は、下記の各号のいずれかに該当する場合に適用するものとする。

(1) 利用者名義の地下鉄二十四軒駅を区間内に含む高速電車定期券を使用している。

(2) 札幌圏ICカード（「SAPICA」）を使用し、地下鉄二十四軒駅を起点、終点に１か月間で15回以上高速電車を利用している。

４　差額徴収

高速電車乗継定期券利用者が本規定第15条第３項各号のいずれかに規定する通用条件を満たさないことが判明した場合は、普通定期券料金との差額を徴収する。

	種類	通用期間	料金		
普通自動車	普通定期券	1か月	昼間	12,570円	昼間とは、8時から18時までをいう 夜間とは、17時から翌9時までをいう 全日とは、0時から24時までをいう
			夜間	9,430円	
			全日	18,850円	
	高速電車乗継定期券	1か月	昼間	8,900円	
			夜間	6,280円	
			全日	13,620円	
自動二輪車	普通定期券	1か月	全日	3,670円	
	高速電車乗継定期券		全日	2,620円	

※　自動二輪車については、４月１日から11月30日までの利用とする。

５　冬期間の自動二輪車預り定期券

冬期間（11月１日から４月30日まで）に自動二輪車を駐車する場合の定期料金は、１シーズンあたり10,480円とする。

なお、駐車期間中、駐車期間終了後、万が一、車両にトラブル等が発生しても、当局は一切の責任を負わない。

６　タイヤ預かり定期券

駐車場の指定箇所にタイヤを保管する場合の定期料金は次表のとおりとする。

なお、保管期間中、万が一、タイヤにトラブル等が発生しても、当局は一切の責任を負わない。

	タイヤの大きさ	金額	通用期間
タイヤ預り定期券	14インチ以下のタイヤ	4,000円	発行の日から8月
		6,920円	発行の日から1年
	14インチを超え、18インチ以下のタイヤ	4,320円	発行の日から8月
		7,890円	発行の日から1年
	18インチを超えるタイヤ	5,190円	発行の日から8月
		9,800円	発行の日から1年

７　定期券による駐車

(1)　継続して定期券を購入する場合は、期限の１週間前から翌月分の定期券を購入することができる。

(2)　定期券の通用期間の途中解約については、既納の料金は返戻しないものとする。

(3)　定期券の新規申込、車種及び自動車登録番号標（ナンバー）変更する際は、定期券購入申込書を提出すること

(4)　定期券解約の際は、定期券を管理者に返納すること。

（不正利用）

第16条　利用者が定期券について、次の方法によりこれを使用した場合は、当該定期券を無効とする。

(1)　他の車両の定期券を利用した場合。

(2)　券面の表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合。

(3)　通用期間以外の期間に不正に使用した場合。

（料金の払戻し）

第17条　定期券の料金の払戻しについては、いかなる理由があってもこれを行わない。ただし、管理者が必要であると認めた場合においては、この限りでない。

（延滞金）

第18条　駐車料金を定期券の更新日から1週間以内に納入しないときは、更新日の翌日から納入の日までの日数に応じ、次に掲げる割合をその金額に乗じて計算した金額に相当する延滞金を、当局に納入しなければならない。ただし、当該延滞金の額が1,000円に満たないときは、これを徴収しない。

(1)　納期限の翌日から1月を経過する日まで

「特例基準割合（※）＋年1％と「年7.3％」と比較して低い方の割合

(2)　納期限の翌日から1月を経過した日以降

「特例基準割合（※）＋年7.3％と「年14.6％」と比較して低い方の割合

※当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1％の割合を加算した割合

第４章　保管責任及び損害賠償

（保管責任）

第19条　当局では、利用者に駐車券を渡したときから駐車券を回収するときまで、車両の保

管責任を負う。

２　出庫の際、駐車券と車両を照合して車両を出庫させた場合において、故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を一切負わないものとする。

（利用者に対する損害の賠償）

第20条　当局は、その責に帰すべき事由により車両を滅失、き損又は汚損したときは、当該車両の時価の損害程度を考慮してその損害を賠償する。

（車両の積載物、又は取付物に関する免責）

第21条　駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、一切賠償しない。

（車両又は利用者の損害に関する免責）

第22条　次の事由、その他当局の責に帰することのできない事由によって生じた車両又は利用者の損害については、賠償しない。

(1)　天災地変、その他不可抗力による事故。

(2)　当該車両の積載物若しくは取付物の性質による事故。

(3)　当局の責に帰することのできない事由によって生じた衝突・接触その他駐車場における事故。

(4)　この規程第12条の規定による措置

（営業休止による免責）

第23条　駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止、駐車車両の退避等を行ったときは、利用者の損害について賠償しない。

（利用者に対する損害賠償の請求）

第24条　利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対して損害を請求するものとする。

第５章　雑則

（法令の遵守）

第25条　この規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

附　則

この規程は、昭和49年９月１日から施行する。（自衛隊前駐車場）

この規程は、昭和51年６月10日から施行する。（二十四軒駐車場）

この規程は、昭和56年８月１日から施行する。（澄川駐車場）

この規程は、昭和58年４月１日から施行する。（大谷地駐車場）

この規程は、平成４年４月１日から施行する。

この規程は、平成６年４月１日から施行する。

この規程は、平成６年10月14日から施行する。

この規程は、平成７年12月１日から施行する。

この規程は、平成９年４月１日から施行する。

この規程は、平成10年４月１日から施行する。

この規程は、平成12年４月１日から施行する。

この規程は、平成18年４月１日から施行する。

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

この規程は、平成20年11月20日から施行する。

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

この規定は、平成27年４月１日から施行する。

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

この規程は、令和元年10月１日から施行する。